# 弁護士法人スピカ報酬基準

(令和5年5月12日改訂)

弁護士法人スピカ(以下「当法人」という。)が、その職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の基準(金額は、全て消費税を含む額)は、以下のとおりとする。当法人と委任者との契約は、両者間で作成された契約書による。

法律相談料	依頼者に対して行う面談による法律相談の対価をい
	う。
手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終
(文書作成料)	了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または
	意見の表明の対価をいう。
着手金	事件または法律事務(以下「事務等」という。)の性質
	上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものにつ
	いて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受ける
	べき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功が
	あるものについて、その成功の程度に応じて受ける委
	任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価を
	いう。
日当	委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によ
	ってその事件等のために拘束されること(委任事務処
	理自体による拘束を除く。) の対価をいう。

#### <事件等の個数等>

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、 裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

- 3 当法人が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲 で減額する。
- 4 事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な 範囲内で増減額し、委任契約書で定めることとする。

# <法律相談料>

個人	初回相談のみ90分	1万1000円
	30分ごとに	5 5 0 0 円
事業者及び法人	初回相談のみ 90分	無料
(タイムチャージ制を除く)	1時間ごとに 22,	000円以上
	5 5,	000円以内
交通事故	初回相談1回 無料	
	ただし、依頼者との協議	<b>をによる。</b>

# <手数料>

手数料は、経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、末尾に記載する。

# 1 裁判上の手数料

項目	分類	手 数 料
証拠保全 (本案事件	基本	22万円に、第16条第1項の
をあわせて受任し		着手金の規定により算定された
たときでも本案事		額の11%を加算した額
件の着手金とは別	特に複雑または特殊な事情が	弁護士と依頼者との協議により
に受けることがで	ある場合	定める額
きる。)		
即決和解(本手数料	示談交渉を要しない場合	300万円以下 11万円
を受けたときは契		の場合

	T		
約書その他の文書		300万円を超	1.1%に7万
を作成しても、その		え3,000万円	7000 円を加
手数料を別に請求		以下の場合	算した額
することはできな		3,000万円を	0.55%に
⟨\`°)		超え3億円以下	24万2200円
		の場合	を加算した
			額
		3億円を超える	0.33%に
		場合	90万2000円
			を加算した
			額
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件とし	て算定された
		額	
公示催告		即決和解の示談交	渉を要しない
		場合と同額	
倒産整理事件の債	基本	5万5000円以	上11万円以
権届出		下	
	特に複雑または特殊な事情が	依頼者との協議に	より定める額
	ある場合		
簡易な家事審判(家	事事件手続法第39条別表第一	11万円以上22	万円以下
に属する家事審判事件	牛で事案簡明なもの。)		
L		ı	

# 2 裁判外の手数料

項目	分類	手 数 料
法律関係調査(事実	基本	5万5000円以上22万円
関係調査を含む。)		以下
	特に複雑または特殊な事情があ	依頼者との協議により定める
	る場合	額

契約書類およびこ	定型	経済的利益の額が	5万5000	0 円以上11万円
れに準ずる書類の		1,000万円未満	以下	
作成		のもの		
		経済的利益の額が、	11万円以上	上33万円以下
		1,000万円以上		
		1億円未満のもの		
		経済的利益の額が	33万円以上	=
		1億円以上のもの		
	非定型	基本	300万円	11万円
			以下の場合	
			300万円	1.1%に7万
			を超え3,	7000円を加
			000万円	算した額
			以下の場合	
			3, 000	0.33%に3
			万円を超え	0万8000円
			3億円以下	を加算した額
			の場合	
			3億円を超	0.11%に9
			える場合	6万8000円
				を加算した額
		特に複雑または特	弁護士と依頼	頂者との協議によ
		殊な事情がある場	り定める額	
		合		
	公正証書にす	る場合	上記手数料は	こ3万3000円
			を加算する	
内容証明郵便作成	弁護士名の	基本	3万3000	0円以上5万50
	表示なし		00円以下	

		1	
		特に複雑または特	弁護士と依頼者との協議によ
		殊な事情がある場	り定める額
		合	
	弁護士名の	基本	5万5000円以上11万円
	表示あり		以下
		特に複雑または特	弁護士と依頼者との協議によ
		殊な事情がある場	り定める額
		合	
会社設立	設立、増減資	、合併、分割、組織	資本額もしくは総資産額のう
	変更、通常清	算	ち高い方の額または増減資額
			に応じて以下により算出され
			た額。
			ただし、合併または分割につ
			いては200万円を、通常清
			算については100万円を、
			その他の手続については10
			万円を、それぞれ最低額とす
			る。
			1,000万円以下の場合
			4.4%
			1,000万円を超え2,00
			0万円以下の場合
			3.3%に11万円を
			加算した額
			2,000万円を超え1億円
			以下の場合
			2. 2%に33万円を
			加算した額

1 億円を超え2億円以下の場合	<b></b>		T
1.1%に143万円を加算した額   2億円を超え20億円以下の場合   0.55%に253万円を加算した額   20億円を超える場合   0.33%に693万円を加算した額   20億円を超える場合   0.33%に693万円を加算した額   20億円を超える場合   20億円を加算した額   20億円を加算した額   20億円を超える場合   20億円を加算した額   20億円を超える場合   20億円を加算した額   20億円を超える場合   20億円を超えるる場合   20億円を超えるる   20億円を超えるる   20億円を超えるる   20億円を超えるる   20億円を超えるる   20億円を超える   20億円を超える   20億円を超える   20億円を超える   20億円を超える   20億円を超える			1億円を超え2億円以下の場
### ### ### ### #####################			合
2億円を超え20億円以下の場合			1. 1%に143万円を
場合			加算した額
************************************			2億円を超え20億円以下の
を加算した額			場合
と 0 億円を超える場合			0.55%に253万円
#主総会等指導 基本 33万円以上 総会等準備も指導する場合 55万円以上 現物出資等証明 1件33万円。 ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。			を加算した額
円を加算した額			20億円を超える場合
株主総会等指導       基本       3 3万円以上         規物出資等証明       1件33万円。       ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。         簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)       次により算定された額。         被害者による簡易な損害賠償請求)       ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者			0.33%に693万
総会等準備も指導する場合   5 5 万円以上   1 件 3 3 万円。			円を加算した額
現物出資等証明 1件33万円。 ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繋簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求) 次により算定された額。 ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者	株主総会等指導	基本	33万円以上
ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求) をだし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者		総会等準備も指導する場合	55万円以上
・動産価格および調査の難易、 繁簡等を考慮して、弁護士と 依頼者との協議により、適正 妥当な範囲内で増減額するこ とができる。 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく 被害者による簡易な損害賠償請求) をだし、損害賠償請求権の 存否またはその額に争いがあ る場合には、弁護士は、依頼者	現物出資等証明		1件33万円。
繁簡等を考慮して、弁護士と 依頼者との協議により、適正 妥当な範囲内で増減額するこ とができる。 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく 被害者による簡易な損害賠償請求) ただし、損害賠償請求権の 存否またはその額に争いがあ る場合には、弁護士は、依頼者			ただし、出資等にかかる不
依頼者との協議により、適正 妥当な範囲内で増減額することができる。			動産価格および調査の難易、
妥当な範囲内で増減額することができる。 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく 次により算定された額。 ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者			繁簡等を考慮して、弁護士と
とができる。 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく 次により算定された額。 ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者			依頼者との協議により、適正
簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく 次により算定された額。 被害者による簡易な損害賠償請求) ただし、損害賠償請求権の 存否またはその額に争いがあ る場合には、弁護士は、依頼者			妥当な範囲内で増減額するこ
被害者による簡易な損害賠償請求) ただし、損害賠償請求権の 存否またはその額に争いがあ る場合には、弁護士は、依頼者			とができる。
存否またはその額に争いがあ る場合には、弁護士は、依頼者	簡易な自賠責請求(	自動車損害賠償責任保険に基づく	次により算定された額。
る場合には、弁護士は、依頼者	被害者による簡易な	損害賠償請求)	ただし、損害賠償請求権の
			存否またはその額に争いがあ
しの物業により英工の火みを			る場合には、弁護士は、依頼者
との協議により過止安ヨな範			との協議により適正妥当な範
囲内で増減額することができ			囲内で増減額することができ
る。			る。
給付金額が150万円以下の			給付金額が150万円以下の
場合 3万3000円			場合 3万3000円

給付金額が150万円を超え
る場合
給付金額の2.2%

# <書面による鑑定料>

- 1 書面による鑑定料は、次のとおりとする。
  - (1) 書面による鑑定料
- 11万円以上110万円以下
- (2) 法務監査(デューデリジェンス) 55万円以上220万円以下
- 2 前項において、事案が特に複雑または特殊な事情があるときは、弁護士 は依頼者と協議のうえ、前項の額を超える鑑定料を受けることができる。

#### <顧問料>

- 1 顧問契約を締結した依頼者とは、面談による相談の予約を優先させ、面 談以外の電話、メール、FAX、チャットワーク等の電磁的手段を利用し た法律相談に応ずる。
- 2 顧問業務の内容は、協議により決するが、顧問料に応じて、概ね、次のとおりの内容を基準とする。

顧問料	3万3000円	5万5000円	11 万円	16万 5000円
作業と法律相談の	月3時間程度	月5時間程度	月10時間程度	月15時間程度
時間の目安				
法律相談(営業時	0	0	0	0
間外も含む)				
法律相談の対象者	代表者個人と	代表者個人と	・ 代表者個人と	· 代表者個人
	家族	家族	家族	と家族
			• 従業員	• 従業員
簡易な法律関係調	0	0	0	0
查				

簡易な契約書・就	0	0	0	0
業規則等その他文				
書の作成・確認				
内容証明郵便の作	×	0	0	0
成・発送				
簡易な書面鑑定	×	×	0	0
着手金の減額	5%減額	10%減額	15%減額	20%減額
社内研修講師	×	×	年1回	年2回

# <日当>

日当は、次表のとおりとする。

半日(往復2時間を超え4時間まで)	3万3000円以上5万5000円以下
1日(往復4時間を超える場合)	5万 5000 円以上 11 万円以下

# <実費>

- 1 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担をする。
- 2 当法人は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

## <民事事件の着手金および報酬金>

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

# (着手金)

経済的利益の額	着 手 金
300万円以下の場合	2 2 万円
300万円を超え3,000万円以下	5. 5%に9万9000円を加算した額
の場合	

3,000万円を超え3億円以下の場	3.3%に75万9000円を加算した
合	額
3億円を超える場合	2. 2%に405万9000円を加算し
	た額

# (報酬金)

経済的利益の額	報酬金
125万円以下の場合	2 2 万円
125万円を超えて300万円以下	17.6%
の場合	
300万円を超え3,000万円以下	11%に19万8000円を加算した額
の場合	
3,000万円を超え3億円以下の場	6. 6%に151万8000円を加算し
合	た額
3億円を超える場合	4. 4%に811万8000円を加算し
	た額

#### <調停事件および示談交渉事件>

- 1 調停事件および示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件の着 手金および報酬金は、民事事件の着手金及び報酬金に準ずる。
- 2 ①示談交渉事件から引き続き調停事件を受任
  - ②示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、2分の1とする。
- 3 示談交渉事件の着手金の最低額は、11万円とする。
- 4 調停事件の着手金の最低額は、22万円とする。

#### <契約締結交渉>

示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

# (着手金)

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2. 2%
300万円を超え3,000万円以下	1.1%に3万3000円を加算した
の場合	額
3,000万円を超え3億円以下の場	0.5%に19万8000円を加算し
合	た額
3億円を超える場合	0.3%に85万8000円を加算し
	た額

# (報酬金)

経済的利益の額	報酬金
300万円以下の場合	4. 4%
300万円を超え3,000万円以下	2.2%に6万6000円を加算した
の場合	額
3,000万円を超え3億円以下の場	1.1%に39万6000円を加算し
合	た額
3億円を超える場合	0.66%に171万6000円を加
	算した額

# <督促手続事件>

1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり 算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2. 2%
300万円を超え3,000万円以下	1.1%に3万3000円を加算した
の場合	額
3,000万円を超え3億円以下の場	0.55%に19万8000円を加算

合	した額
3億円を超える場合	0.33%に85万8000円を加算
	した額

- 2 着手金の最低額は、5万5000円とする。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、民事事件の着手金により算定される額との差額とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、民事事件の着手金の額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

# <離婚事件>

1 離婚事件の着手金および報酬金は、次表のとおりとする。

離婚事件の内容	着手金および報酬金
離婚調停事件	それぞれ33万円
離婚交渉事件	
離婚訴訟事件	それぞれ44万円

- 2 ① 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するとき 離婚調停事件の着手金の額の2分の1
  - ② 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するとき 離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1
- 3 財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、民事事件の報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

# <相続・遺言事件>

種類	内 容		手 数 料		
相続調査	相続人調査・		基本料金2万	2000円	
	相続関係説明図作成		• 戸籍謄本等	1通あたり1100円	
	財産目録の	の作成		基本料金2万	2000円
				<ul><li>不動産関係書類(固定資産関係書</li></ul>	
				類)の取り寄せ1通あたり66	
			0 円		
				・預金・証券	の残高証明書の取り寄
				せ	
			1 通あたり 5 5 0 0 円		
			・預金・証券の取引履歴の取り寄せ		
			1 通あたり 5 5 0 0 円		
	保険の有無の調査		1万1000	円	
	公正証書遺言の有無の調		1万1000	円	
	查				
遺言証書作成	定型	11万円	]から22	万円	
	非定型	基本	300万	7円以下の場合	22万円
		3 0 0 7		万円を超え3,	1.1%に18万70
		000万		7円以下の場合	00円を加算した額
			3, 00	) 0万円を超え	0.33%に41万8
			3億円以	人下の場合	000円を加算した額
			3億円を	:超える場合	0.11%に107万
					8000円を加算した
					額

	特に複	依頼者と	 :の協議により定	 なろ額
				1 V 2 HA
	は特殊			
	な事情			
	がある			
	場合			
	公正証書にする場	上記手数	枚料に3万300	0円を加算する
	合			
遺言執行	基本	3 0 0 7	万円以下の場合	3 3 万円
		3 0 0 7	万円を超え3,	2.2%に26万40
		0007	万円以下の場合	00円を加算した額
		3, 00	) 0万円を超え	1. 1%に59万40
		3億円以	人下の場合	00円を加算した額
		3億円を	超える場合	0.55%に2224
				万4000円を加算し
				た額
	特に複雑または特 受遺者		との協議により定める額	
	  殊な事情がある場			
	合			
	  遺言執行に裁判手	遺言執行	│ │遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁認	
	続を要する場合	   士報酬る	士報酬を請求することができる。	
遺産分割協議書	遺産分割協議書の作成		5万5000円	
(戸籍・財産資料が揃っている場合)		合)		
(7 1/2 7/4 /22 /2		,	25,7, 37 37 10	71 = = 71 . 4
   遺言書の検認手続き			5万5000	円
	でな戸籍・住民票が	揃ってい		
る場合)				
る場合)				

# 相続放棄申述 5万5000円 (手続きに必要な戸籍・住民票が揃っている場合) 5万5000円

※実費は別途必要です

相続調査と遺産分割協議書の作成をセットでご依頼の場合

セット料金 16万5000円~33万円

※実費は別途必要です

# <境界に関する事件>

1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する 訴訟の着手金および報酬金は、民事事件の着手金および報酬金の額による が、最低額は、次のとおりとする。

着手金および報酬金 それぞれ33万円以上55万円以下
----------------------------

2 境界に関する調停事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、3分の2に減額することができる。

## <借地非訟事件>

1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	22万円以上55万円以下
5,000万円を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部
	分の0.55%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりの額を経済的利益とし、民事事件 の報酬金の例による。

申	申立の認容	借地権の額の2分の1
<u> </u>		
人		

0		
場		
合		
相	相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1
手	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1
方	賃料の増額の認容	賃料の増額分の7年分
の	財産上の給付の認容	財産上の給付額
場		
合		

# **<保全事件等>** (※ 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着 手金及び報酬金とは別に受けることができる。)

- 1 仮差押および仮処分の各命令申立事件(以下「保全事件」という。)の着 手金は、民事事件の着手金によって算定される額の2分の1とする。ただ し、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3分の2とする。
- 2 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、11万円を最低額と する。
- 3 事件が重大または複雑であるときは、民事事件の報酬金によって算定される額の4分の1の額を報酬金とする。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、3分の1の額とする。
- 4 保全事件により、本案の目的を達したときは、民事事件の報酬金に準ずる。
- 5 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全事件と は別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額につい ては、民事執行事件に準ずる。

# **<民事執行事件等>**(※ 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の 着手金及び報酬金とは別に受けることができる。)

1 民事執行事件、執行停止事件の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

	着手金	報酬金
民事執行事件	最低額は、11万円	本案事件の4分の1
	本案事件の2分の1	
執行停止事件	(原則)	(原則)
	本案事件の2分の1	なし
	(重大又は複雑なとき)	(重大又は複雑なとき)
	本案事件の3分の1	本案事件の4分の1

# <倒産整理事件>

1 破産、会社整理、特別清算および会社更生の各事件の弁護士報酬は、それぞれ次表の額を原則とする。別途、予納金は必要となる。

事業者の自己破産事件	55万円以上
非事業者の自己破産事件	22万円以上
自己破産以外の破産事件	55万円以上
会社整理事件	110万円以上
特別清算事件	110万円以上
会社更正事件	220万円以上

2 資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。

# <民事再生事件>

1 民事再生事件の弁護士報酬は、次表のとおりとする。

事業者の民事再生事件	110万円以上
非事業者の民事再生事件	33万円以上
小規模個人再生事件および給与所得者等再生事件	22万円以上

2 資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処

理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。

3 再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの履行補助 を希望する場合は、別に弁護士報酬を月額で定める。

#### <任意整理事件>

1 着手金

次のア又はイに規定する金額を上限とする。ただし、同一業者でも別支店の場合は別債権者とする。

ア 債権者が1社又は2社の場合

5万5000円

イ 債権者が3社以上の場合2万2000円×債権者数

2 報酬金

債権者について、次のアからウまでに規定する金額を合計した金額を上限とし、個々の債権者と和解が成立し、又は過払金の返還を受けた都度、 当眩債権者を相手方とする事件の報酬金を請求することができる。

ア 基本報酬金和解が成立し、又は過払金の返還を受けたとき

2万2000円

イ 減額報酬金残元金(ただし,利息制限法所定の制限を超える約定利率 による金銭消費貸借取引については、引き直し計算後の残元金をい う。)の全部又は一部の請求を免れたとき

その請求を免れた金額の15%相当額

- ウ 過払金報酬金過払金の返還を受けたとき(訴訟又は強制執行による ときを含む。)は、返還を受けた過払金の20%相当額
- 3 分割弁済金代理送付手数料金融機関の送金手数料を含め、1件1回1, 100円を上限とする。
- 4 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せ ざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。
- 5 前各号の規定にかかわらず、商工ローン業者からの借入れ(ただし、事業者に事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者からの事業用資金の借入れであって,当該借入れについて物的担保(手形又は小切手

の交付を含む。)又は人的担保が供されているものをいう。)が含まれる場合は、商工ローン業者1社について5万5000円として、第1号イ及び第2号アに規定する金額を算定する。この場合において、第1号アに規定する金額は、11万円とする。

- 6 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を消算する。
- 7 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を消算する。
- 8 違法高利業者が債権者である場合の任意整理
  - (1) 着手金

次のアから工までに規定する金額を上限とする。ただし、依頼者が商人であり、高利業者が小切手依権者の場合においては、前項第1号に規定する基準を適用する。

- ア 債権者が1社又は2社の場合 5万5000円
- イ 債権者が3社から10社までの場合 2万2000円×債権者数
- ウ 債権者が11社から50社までの場合 22万円+11社以上の 債権者数×1万1000円
- 工 債権者が51社以上の場合 66万円+51社以上の債権者数×5500円
- (2) 報酬金

不当利得の返還を受けたとき(訴訟又は強制執行によるときを含む。) に限り発生するものとし、返還を受けた不当利得金の22%相当額を上限とする。

(3) 出張手当 刑事告訴を行い、かつ、警察署と具体的な折衝をしたり、建物の不法占拠の状況調査等のために事務所外に出向いた場合、 1日当たり1万1000円以内の金額(ただし、合計5万500円を限度とする。)を請求することができる。

# <任意後見および財産管理・身上監護>

1 任意後見契約または財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者 の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理また は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合

手数料 5万5000円以上22万円以下

2 任意後見契約また財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始 したときは、事務処理の内容に応じ、次表のとおりとする。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的	月額5500円から5
な事務の処理を行う場合	万5000円の範囲内
	の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的	月額3万3000円か
な事務に加えて収益不動産の管理その他の	ら11万円の範囲内の
継続的な事務の処理を行う場合	額

3 不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務 処理や委任事務処理のために裁判手続等は月額の弁護士報酬とは別に弁 護士報酬を請求できる。

# <告訴事件の着手金および報酬金>

告訴事件の着手金および報酬金は、それぞれ次表のとおり算定する。なお、 民事事件も受任する場合は、別に民事事件の着手金及び報酬金を請求できる。 (着手金)

	弁護士名あり	弁護士名なし
事案簡明な場合	3 3 万円	22万円
事案複雑な場合	44万円~55万円	3 3 万円

# (報酬金)

	弁護士名あり	弁護士名なし
事案簡明な場合	3 3 万円	22万円
事案複雑な場合	44万円~55万円	3 3 万円

# <タイムチャージ>

- 1 1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間 (移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士報酬とする。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万5000円以上とする。
- 3 具体的な単価の算定にあたっては、事案の困難性、重大性、特殊性、新 規性および弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

# 【経済的利益の算定方法】

- 1 着手金の算定の際の経済的利益とは、事件等の処理によって確保しようと する依頼者の利益をいいます。
- 2 報酬金の算定の際の経済的利益とは、委任事務処理により確保した利益を いいます。
- 3 経済的利益の額は、次のとおり算定します。
  - ① 金銭債権は、債権総額(利息および遅延損害金を含む。)
  - ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
  - ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
  - ④ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
  - ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額
  - ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の 1の額を越えるときは、その権利の時価相当額
  - ① 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の2分の1の額を加算した額
  - ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
  - ⑨ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないと きは、担保物の時価相当額
  - ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額
  - ⑪ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行

為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

- ② 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、 分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争 いの対象となる財産または持分の額
- ③ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については、 その相続分の時価相当額の3分の1の額
- ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- ⑤ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)
- 4 経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を依頼者と協議して決定する。
- 5 経済的利益の額が、①請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき、②紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が経済的利益の額に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に相当するまで増額できる。
- 6 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円と する。

以上